

令和8年1月

お客さま各位

西兵庫信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」新設に伴う預金規定改定のお知らせ

平素は西兵庫信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
このたび、当金庫は「未利用口座管理手数料」の新設に伴い以下のとおり預金規定を改定いたします。

### 記

1. 改定日  
令和8年4月1日

2. 改定内容  
各預金規定に以下の条項を追加します。

#### (未利用口座管理手数料)

- (1) 次のすべてに該当する口座を未利用口座として、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。
  - ①普通預金口座（総合口座、無利息型含む）または貯蓄預金口座であること。
  - ②最後の預入れまたは払戻し（当該普通預金利息の入金、未利用口座手数料の引落しを除く）から2年以上ご利用がないこと。
  - ③該当の普通預金残高が1万円未満であること
  - ④同一店舗に定期性預金・外貨預金・投資信託・保険・国債等のお取引がないこと。
  - ⑤同一店舗にお借入がないこと。
  - ⑥口座名義人が18歳未満でないこと。
- (2) 前項の条件に該当した場合は、口座名義人に対しご案内文書を送付します。ご案内文書の送付後、3か月経過後においてもお取引がないときは、当該口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。なお、翌年も未利用の状態が継続する場合は、同様に未利用口座管理手数料を引き落とします。
- (3) 前項で引き落とした未利用管理手数料は、返却しません。
- (4) この預金の口座残高が未利用管理手数料に満たない場合には、残高全額を未利用口座手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく当庫所定の方法により解約ができるものとします。
- (5) 解約された口座の再利用はできません。

3. 改定の対象となる預金規定  
(1) 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定  
(2) 総合口座取引規定  
(3) 貯蓄預金Ⅰ・Ⅱ型共通規定

以上